

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課
不利益処分名	商店街振興組合又は商店街振興組合連合会に対する措置命令
根 拠 法 令	商店街振興組合法
根 拠 条 項	第 8 5 条
連 絡 先	(電話 6 2 1 - 5 2 2 5)
処 分 基 準	<p>(行政庁の命令)</p> <p>第 8 5 条 行政庁は、前条第 1 項の規定により報告を徴し、又は第 8 1 条第 2 項若しくは前条第 1 項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成 2 6 年 8 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)